

合併推進のための地方財政措置

1. 普通交付税額の算定特例期間の延長 《合併特例法改正》

合併後10カ年度(従来は5カ年度)は合併しなかった場合の普通交付税額を全額保障。さらに、その後5カ年度は激変緩和措置

2. 合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置 《合併特例法改正》

合併後10カ年度は市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費に特例地方債を充当(95%)。元利償還金の70%を普通交付税措置

↑
合併特例債の創設
↓

3. 合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置 《合併特例法改正》

旧市町村単位の地域振興・住民の一体感醸成のため行う基金造成に対し特例地方債を充当(95%)。元利償還金の70%を普通交付税措置

4. 合併直後の臨時的経費に対する財政措置

普通交付税(合併補正)による包括的財政措置

- (1) 行政の一体化(基本構想等の策定・改訂、コンピュータ・システムの統一、ネットワークの整備等)
- (2) 行政水準・住民負担水準の格差是正(住民サービスの水準の調整等)

5. 合併関係市町村間の公債費負担格差是正のための財政措置

起債制限比率の全国平均を超える合併市町村について特別交付税措置

6. 都道府県が行う合併支援経費に対する財政措置

合併市町村の行う事業に対して都道府県が交付する補助金・交付金等について特別交付税措置

7. 合併準備経費に対する財政措置

合併協議会設置経費等に対する特別交付税措置(平成10年度から実施)

8. 都道府県が行う合併推進事業に対する財政措置

都道府県が行う合併のための調査研究・気運醸成等に要する経費を普通交付税措置(平成10年度から拡充)